

### 医療保険のオンライン資格確認の開始について(3月開始予定)

#### ■マイナンバーカードが健康保険証として利用可能になります

医療機関を受診する際に、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになります。**利用のためには、マイナポータルからの申込みが必要となります。**

2021年3月から利用可能になる予定ですが、医療機関によって開始時期が異なります。利用できる医療機関については、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公開予定です。

詳細はマイナポータルでご確認ください。

→マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナポータル)

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

#### ■医療機関におけるオンライン資格確認が可能になります

医療機関において受診者の保険証またはマイナンバーカードによって、最新の資格情報をオンラインで確認できるようになります。これによって、失効保険証の利用による医療費の過誤請求などの問題が大幅に減少します。

**また、高額療養費の自己負担限度額を医療機関がオンライン資格確認によって取得できるため、オンライン資格確認を行う医療機関では限度額適用認定証の提示が不要となるほか、公費負担医療の保険証も順次対象となります。**

※オンライン資格確認は2021年3月開始予定ですが、医療機関によって対応が異なります。詳細は受診予定の医療機関にお問い合わせください。

#### ■健康保険証に個人を識別する2桁番号が追加されます(4月交付分より)

上記の医療機関におけるオンライン資格確認の開始にともない、保険証番号を個人単位にするために、個人を識別する2桁番号が保険証に付番されます。

新規発行の保険証から2桁番号の付番を開始します。発行済みの保険証については2桁番号が付番されていませんが、引き続き利用可能です。